

宇和島地区広域事務組合軽費老人ホーム運営規程

平成 25 年 8 月 5 日

特 養 訓 令 第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚労省令第 107 号）第 7 条並びに宇和島地区広域事務組合軽費老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成 10 年条例第 5 号。以下「条例」という。）及び宇和島地区広域事務組合軽費老人ホーム管理規則（平成 25 年規則第 1 号。以下「規則」という。）に基づき、宇和島地区広域事務組合が設置するケアハウス（以下「施設」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(施設の目的)

第 2 条 施設は、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 2 の 2 から同法第 20 条の 5 までに定める施設を除く。）とする。

(事業の基本方針)

- 第 3 条 施設は、入所者に食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- 3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設の名称及び所在地)

第 4 条 施設の名称及び所在地は、条例第 2 条の定めにより、次のとおりとする。

名 称 ケアハウス城辺みしま荘

所在地 南宇和郡愛南町城辺乙 5 6 1 番地

(職員の職種及び員数)

第 5 条 職員の職種及び員数は、規則第 2 条の定めにより、次のとおりとする。

(1) 職種及び員数

職 種	人 員	
	常 勤	非 常 勤
施設長	1	
事務職員		1
生活相談員	1	
介護職員	1	2
調理員	1	
計	4	3

(2) 必要に応じ、施設長心得、施設長補佐、専門員、係長、主任、主査、主事、会計年度任用職員、臨時的任用職員を置くことができる。

(3) 職員は、法令に反しない限りにおいて他の職種及び他の施設の職員を兼ねることができる。

(職務内容)

第 6 条 職員の職務内容は、規則第 3 条の定めにより、次のとおりとする。

(1) 施設長は、上司の命を受け施設の管理運営全般を統轄し、施設職員を指揮監督する。

(2) 職員は、施設長の命を受け、次の職務に従事する。

職 種	職 務 内 容
事務職員	施設運営の事務に関すること、及び他の職種の事務に属さないこと。
生活相談員	入所者の生活向上のための相談、助言及びその他の援助に関すること。
介護職員	入所者の介護、日常生活上の世話及びレクリエーション等の提供に関すること。
調理員	給食業務に関すること。

(3) 施設長心得を置くときの施設長心得の職務は、施設長と同様とする。

(4) 施設長補佐は、施設長を補佐し、施設長に事故あるときは、その職務を代行する。

(5) 係長又は主任は、上司の命を受けて所属職員を指揮監督する。

(6) 施設長が不在のとき代決する職員は、事務局長の承認を得なければならない。

ただし、施設長補佐又は庶務係長を置く施設については、この限りでない。

(7) 前号の規定により代決した事項が重要なもの又は特に必要と認めるものは、後閲を受けなければならない。

(職員の勤務体制等)

第 7 条 職員の勤務体制は、規則第 4 条の定めにより、次のとおりとする。

(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（昭和 48 年条例第 8 号）、宇和島地区広域事務組合職員の臨時的任用に関する規則（平成 21 年

規則第3号)、その他職員の勤務に関し定める規定による。

(2) 早出勤務者及び遅出勤務者の勤務時間は、施設長が別に定める。

(3) 施設長は、毎月の勤務表を前月20日までに策定し、当該職員に周知するものとする。

2 施設は、当該施設の職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 施設は、施設の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(入所定員及び定員の遵守)

第8条 施設の入所者の定員は、条例第3条の定めにより、30人とする。

2 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(サービス提供の方針)

第9条 施設は、入所者の自立した日常生活に資する支援を行い、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 施設の職員は、サービスの提供に当たって、親切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 施設は、サービスの提供に当たって、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(食事の提供)

第10条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な栄養量、内容及び時間に提供しなければならない。

2 一時的な疾病等により、食堂において食事をするのが困難な入所者に対しては、居室において食事を提供するなど、必要な配慮を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておかななければならない。また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、協力医療機関等の医師の指導を受けなければならない。

- 4 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、生活相談員、介護職員、調理員その他併設する施設の職種の職員との連携を十分にとらなければならない。

（生活相談等）

- 第 1 1 条 施設は、常に入所者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
- 2 施設は、要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 施設は、2 日に 1 回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。
- 6 施設は、入所者からの要望を考慮し、買い物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事の参加、友人宅の訪問、散歩等、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（居宅サービス等の利用）

- 第 1 2 条 施設は、入所者が要介護状態等になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど必要な援助を行わなければならない。

（健康管理）

- 第 1 3 条 施設は、入所者に対し定期的に健康診断を受ける機会を提供し、健康管理に努めなければならない。
- 2 施設は、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

（利用料その他の費用の額）

- 第 1 4 条 施設は、条例第 6 条により入所者から利用料として次に掲げる費用の支払いを受けることができる。
- （1）生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- （2）サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。）
- （3）居住に要する費用（第 1 号の光熱水費及び次号の費用を除く。）

(4) 居室に係る光熱水費

(5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

3 生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限とする。

(費用の額の変更)

第15条 施設は、前条第1項第2号及び同項第3号に掲げる費用について、その実績額と著しい差額を生じさせないために、必要に応じて算定変更を行わなければならない。

2 施設は、前項の算定変更を行うときは、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(利用料等の減免)

第16条 組合長は、条例第7条及び規則第10条の規定に基づき、特に必要があると認めたときは、利用料等を減免することができる。

2 規則第10条第1項第2号の理由により減免する場合は、次の各号に掲げる扱いとする。

(1) 入院したとき。

(2) 外出、外泊の場合は、3日前の午前9時までに届け出があったとき。

3 前項により減免する額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 朝食200円

(2) 昼食400円

(3) 夕食300円

(施設の利用に当たっての留意事項)

第17条 入所者は、次の各号に掲げる事項を守り、入所者相互の親睦と融和に努めなければならない。

(1) 火気の取扱いに注意するとともに、所定の場所以外で喫煙しないこと。

(2) 建物、備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。

(3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。

(4) 許可なく飲酒しないこと。

(5) 施設内の秩序を乱す言動をしないこと。

- 2 入所者が外泊しようとするときは、施設長に届け出て、許可を得なければならない。
- 3 入所者が外出しようとするときは、あらかじめ行き先、用件、所要時間等を施設の職員に申し出なければならない。
- 4 入所者は、規則第15条の定めにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、組合長の承認を受けなければならない。
 - (1) 入所者以外の者を短期間宿泊させようとする場合
 - (2) 居室の改造、工作を行う場合
 - (3) 電気器具等を使用する場合
- 5 規則第16条の定めにより、入所者が居室又は共用施設、若しくは敷地内において動物を飼育することを原則禁止する。ただし、施設長に事前に許可を得た場合は、小動物に限り飼育できるものとする。
- 6 入所者は、規則第17条の定めにより、常に居室を清潔に整理し、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備に積極的に協力するものとする。

(非常災害対策)

第18条 施設は、規則第18条の定めにより、次の各号の非常災害対策を講じなければならない。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令の規定による設備を設置すること。
- (2) 宇和島地区広域事務組合施設防災管理規程（昭和48年訓令第4号）に基づき、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

(提供するサービスの内容の説明)

第19条 施設は、入所申込に際し、入所申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して親切丁寧に説明を行わなければならない。

(入退所)

第20条 施設は、入所申込者について、入所条件の検討を行い、入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 施設は、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

- 3 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業所又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 前各項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員並びに必要な場合は併設する施設の看護職員、介護支援専門員等の職員間で協議しなければならない。
- 5 施設は、安易に施設側の理由により退所を促すようなことのないよう留意しなければならない。

(衛生管理等)

- 第21条 施設は、入所者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
- 2 施設は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上、又必要に応じ随時開催し、その結果について職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

- 第22条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。
- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(緊急時における対応)

- 第23条 職員は、施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第24条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応及び次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第25条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情処理)

第26条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、宇和島地区広域事務組合社会福祉施設における苦情解決に関する事務取扱規程（平成17年訓令第1号）に基づき、必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 2 施設は、提供した施設サービスに関し、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 施設は、都道府県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県に報告しなければならない。
- 4 施設は、社会福祉法（昭和26年法律第46号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に、できる限り協力しなければならない。

（秘密保持等）

第 27 条 職員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条の規定に基づき、正当な理由がなく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においても同様とする。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する場合に、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第 28 条 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（掲示及び広告等）

第 29 条 施設は、施設の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 施設は、施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（地域との連携等）

第 30 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 施設は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する職員が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備等）

第 31 条 施設は、規則第 19 条の定めにより、次の諸記録その他重要な帳簿を整備しなければならない。

（1） 管理に関する記録

ア．事業日誌

イ．職員の勤務状況等に関する帳簿

ウ．その他施設運営に関して重要な記録

（2） 入所者等に関する記録

ア．入所者名簿

イ．入所者台帳

- ウ．入所者に提供するサービスに関する計画
- エ．サービスの提供に関する記録
- オ．献立その他食事に関する記録
- カ．入所者の健康管理に関する記録
- キ．身体的拘束等に関する記録
- ク．苦情に関する記録
- ケ．事故に関する記録

(3) 会計経理に関する記録

- ア．備品台帳
- イ．証拠書類綴
- ウ．その他会計経理に関して重要な記録

2 前項第2号の記録は、2年間保管しなければならない。

(委任)

第32条 この規程に定める事項のほか、施設の管理及び運営について必要がある場合は、関係法令等に反しない限り、組合長が別に定める。

附 則(平成25年8月5日特養訓令第9号)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令の施行の日の前日までになされた決定、手続その他の行為は、この訓令の相当の規定によってなされたものとみなす。

附 則(平成27年7月21日特養訓令第2号)

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日特養訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月18日特養訓令第2号)

この訓令は、平成29年5月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日特養訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月26日特養訓令第2号)

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日特養訓令第1号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。